



## 第112回 定時株主総会

# 招集ご通知

日本トランスシティ株式会社

**開催日時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時

**開催場所** 三重県四日市市霞二丁目1番地の1  
四日市港ポートビル2階大会議室

**議案** 剰余金の処分の件

### 議決権の行使について

当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。

議決権行使期限：2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

## 目次

第112回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	6
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告	30

(証券コード9310)  
2026年6月5日

株 主 各 位

三重県四日市市霞二丁目1番地の1  
**日本トランスシティ株式会社**  
取締役社長 安藤 仁

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.trancy.co.jp>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9310/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本トランスシティ」または「コード」に当社証券コード「9310」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、2026年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室
3. 株主総会の目的事項  
報 告 事 項
1. 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項  
議 案 剰余金の処分の件

## 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

次頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正する必要がある場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

お体が不自由な株主さま、障がいをお持ちの株主さまへ

駐車場から株主総会会場までバリアフリーとなっております。また、車椅子の方がご利用いただけるお手洗いも準備しております。なお、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

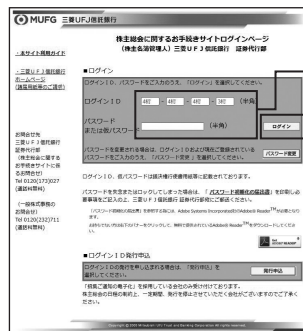
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 剰余金の処分の件

当社は、配当金につきましては、配当性向40%もしくはDOE2.0%いずれか高い金額を目安に実施する方針としております。

当期の期末配当金につきましては、これらの考え方に基づき、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円50銭

総額1,515,671,430円

なお、中間配当金（1株につき18円50銭）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式1株につき43円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の決算の概要は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前期	当期	前期比	
			増減額	増減率 (%)
売上高	124,765	125,517	752	0.6
営業利益	7,805	8,548	743	9.5
経常利益	8,806	9,482	675	7.7
親会社株主に帰属する当期純利益	6,041	6,595	554	9.2

#### (経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や底堅い設備投資を背景に内需が景気を下支えし、全体としては緩やかな回復基調を維持しました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の力強さを欠く動きに加え、エネルギー価格の動向、また米国の通商政策、更には中東情勢などの地政学的リスクの影響などもあり、先行き不透明な状況が続きました。

#### (事業環境)

海外経済の減速や製造業における生産活動の停滞を受け、生産関連貨物の荷動きが低調に推移しました。一方、内需関連分野を中心とした物流需要は底堅く推移し、荷動きには持ち直しの動きが見られました。この結果、物流業界全般としては堅調な水準を維持しました。

#### (業績状況)

当社グループは中期経営計画に基づき、収益基盤の拡充によるトップライン向上、TRANCYグループ経営基盤の強化、ESG経営／サステナビリティの取組み推進を図ることで、業績の確保に努めてまいりました。

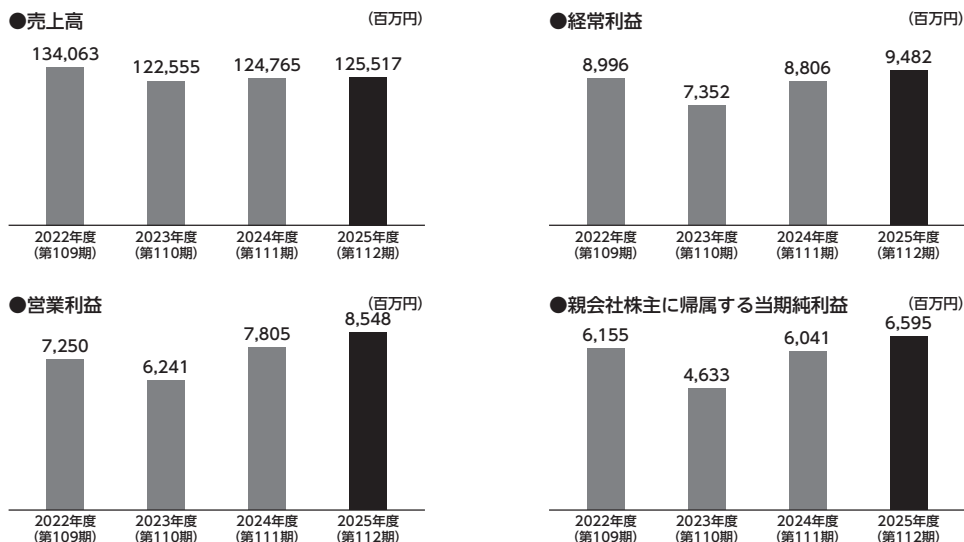
主な取組みは以下のとおりとなります。

- ・新設したMPL事業部および国際事業部を中心とした、新たな組織体制による事業活動の展開。
- ・関東エリアにおける自動車部品取扱専用センターの拡張および安定稼働による効率的運営の実施。
- ・北海道石狩市における北海道営業所共配センターの建設および稼働準備の推進。
- ・三重県桑名郡木曾岬町における危険品物流拠点の整備に向けた設計および建設準備の推進。

- ・ 亀山低温危険品倉庫における機能拡充による、特殊化学品分野における物流サービスの拡充。
- ・ グローバル物流の最適化に向けた、フォワーディングシステムの順次展開による、業務の効率化および安定性の向上の推進。
- ・ GHG排出量の削減に向けた、東松山営業所倉庫建屋への太陽光発電設備の設置、自家消費の運用開始。
- ・ 多様な人材が活躍するための新たなキャリアパスに向けた人事制度および育成環境の整備。
- ・ 社会貢献活動として、当社のグローバルな総物流機能を活用したカンボジアにおける小児医療センターの開設支援。
- ・ 社会インフラである物流サービスの持続的・安定的な提供に向けた、BCP体制の継続的な整備。

こうした施策のもと、当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。

- ・ 売上高は、アメリカ現地法人における商流変更による減少や海上運賃の下落の影響はあるものの、新規センターの稼働、港湾貨物や陸上輸送の取扱量増加が寄与し、前期並み。
- ・ 経常利益は、港湾貨物の取扱増加、効率的なオペレーションによる生産性向上、料金の適正化、受取配当金の増加などにより、前期比増益。
- ・ 親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の減少があったものの、前期比増益。



セグメント・主要部門ごとの経営成績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上高		前期比	
	前期	当期	増減額	増減率 (%)
総合物流事業	122,710	123,442	732	0.6
倉庫業	51,893	54,174	2,281	4.4
港湾運送業	20,882	22,004	1,122	5.4
陸上運送業	19,789	20,015	225	1.1
国際複合輸送業	28,511	25,522	△2,989	△10.5
その他	1,633	1,725	92	5.6
その他の事業	2,055	2,075	20	1.0
合計	124,765	125,517	752	0.6

セグメント・主要部門ごとの取扱等の状況は、次のとおりであります。

(総合物流事業)

- ・倉庫業は、前期に比べ、期中平均保管残高は0.4%減少（54万3千トン）、貨物取扱数量は5.3%減少（846万9千トン）、保管貨物回転率64.7%と低下。
- ・港湾運送業は、前期に比べ、四日市港における海上コンテナの取扱量は3.9%増加（21万3千本※20フィート換算）、完成自動車の取扱量は減少、石炭・オイルコークスの取扱量は増加。
- ・陸上運送業は、前期に比べ、主力のトラック輸送の取扱量は1.0%増加（612万8千トン）、鉄道輸送の取扱量は6.3%増加（15万3千トン）、バルクコンテナ輸送の取扱量は4.0%減少（21万1千トン）。
- ・国際複合輸送業は、前期に比べ、海上輸送の取扱量は5.7%増加（213万5千トン）、航空輸送の取扱量は9.8%増加（1,439トン）、海外現地法人における取扱量は減少。
- ・その他は、前期に比べ、場内における附帯作業の取扱量が増加。

(その他の事業)

- ・自動車整備業は、前期と比べ、車検取扱台数は1.1%増加。
- ・ゴルフ場は、前期と比べ、入場者数は7.0%増加。
- ・建設事業は、前期と比べ、完成工事件数は8.7%増加。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は57億8千9百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（29億8千9百万円）、車両運搬具（5億8千2百万円）、工具器具備品（9億2千9百万円）、機械および装置（5億5千9百万円）、ソフトウェア（7億2千7百万円）であります。

## (3) 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は主に自己資金を充当いたしました。

## (4) 財産および損益の状況の推移

### ①企業集団の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2022年度 (第109期)	2023年度 (第110期)	2024年度 (第111期)	2025年度 (第112期)
売上高(百万円)	134,063	122,555	124,765	125,517
経常利益(百万円)	8,996	7,352	8,806	9,482
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,155	4,633	6,041	6,595
1株当たり当期純利益(円)	95.73	72.53	95.75	105.52
総資産(百万円)	137,166	160,323	165,411	174,722
純資産(百万円)	79,742	89,205	95,574	105,978

### ②当社の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2022年度 (第109期)	2023年度 (第110期)	2024年度 (第111期)	2025年度 (第112期)
売上高(百万円)	107,601	96,891	101,447	103,861
経常利益(百万円)	5,924	4,696	6,205	7,338
当期純利益(百万円)	4,213	3,085	4,492	5,399
1株当たり当期純利益(円)	65.53	48.30	71.20	86.38
総資産(百万円)	106,188	126,433	129,112	135,506
純資産(百万円)	53,815	59,056	62,384	68,754

## (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、設備投資や個人消費などの下支えにより緩やかな回復が期待される一方、中東情勢などの地政学的リスクの影響等もあり、引き続き先行き不透明な状況が続く見通しです。

物流業界においては、荷動きの回復が見込まれるものの、労働力不足やコスト上昇といった構造的課題が依然として顕在しています。今後も社会インフラである物流サービスの安定供給を維持するため、事業環境の変化に対する迅速かつ柔軟な対応が求められる状況が続くものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループでは、2026年度を初年度とする中期経営計画において、スローガン『基礎を鍛え、価値を磨き、そして前へ』を掲げ、1. 経営基盤の強化、2. 業態のベストミックスの追求による利益率の向上、3. 資本最適化とIRの統合的推進、4. サステナビリティ経営の推進に基づき、様々な施策を実施してまいります。

### 1. 経営基盤の強化

#### (1) 拠点整備

北海道石狩市における「共配センター」の安定稼働および三重県桑名郡木曾岬町における「危険品物流拠点」の整備を推進してまいります。また、注力事業への設備投資および中長期的な拠点整備を検討してまいります。

#### (2) 四日市港

四日市港霞ヶ浦北埠頭におけるコンテナ専用耐震岸壁の供用開始に向けた集荷活動の強化ならびに港湾機能の最適化に取り組んでまいります。

#### (3) 海外

国際事業部を中心に、将来性の高い海外市場での収益拡大ならびに国内拠点との連携強化による国際複合輸送の取扱い拡大に取り組んでまいります。

#### (4) 他企業との連携・提携

戦略的な連携・提携の推進による、更なる事業拡大およびグループの競争力強化に取り組んでまいります。

#### (5) 人材

成長戦略を支える人材の育成ならびに人材の役割および配置の適正化を図るなど、多様な人材が活躍できる環境・体制の構築に取り組んでまいります。

#### (6) 運営体制

運営体制の強化による事業の拡大・再活性化ならびに営業力の強化およびトータルロジスティクスを推進する体制の構築に取り組んでまいります。また、持続可能な労務体制の再構築に取り組んでまいります。

#### (7) コスト管理

グループ全体の資産および購買を集中管理することで効果的な活用および原価低減を図るなど、利益率向上に取り組んでまいります。

## (8) システム・省人省力化

BPR (Business Process Re-engineering) および省人・省力化を進めることで生産性の向上ならびに物流サービスの安定化を図るとともに、トータルロジスティクス実現に向けたシステムティックな物流を推進してまいります。また、サイバーセキュリティの向上に向けた体制強化に取り組んでまいります。

## (9) 安全・品質

労働災害撲滅および物流事故の削減により物流品質・生産性の向上を図ることで、ステークホルダーより信頼される物流サービスの提供に取り組んでまいります。

## 2. 業態のベストミックスの追求による利益率の向上

### (1) 業態軸

倉庫業、港湾運送業、陸上運送業、国際複合輸送業の4業態の横断的な事業展開ならびに更なる相互補完により、収益性の最大化を図る戦略的な事業活動を実施してまいります。

### (2) 貨物軸

新たな軸となる特殊化学品・半導体関連貨物などの高付加価値貨物の取扱拡大ならびに港湾における新たなバルク貨物の創出に取り組んでまいります。

### (3) 地域軸

既存の活動エリアにおける組織横断型の事業活動ならびに新たな活動エリアへの事業展開による事業拡大に取り組んでまいります。

## 3. 資本最適化とIRの統合的推進

### (1) 株主政策

株主還元として配当性向・DOEにもとづき安定した配当を実施するため、事業活動を通じた中長期的な成長による企業価値の向上に取り組んでまいります。

### (2) 資金のフロー化

資本効率を高めつつ最適資本構成を図るため、自己株式や政策保有株式への対応など、B/Sマネジメントに取り組んでまいります。

### (3) IR活動

投資家などステークホルダーとの対話を強化し、情報開示の充実を図ることで相互理解を深め、企業価値向上に取り組んでまいります。

## 4. サステナビリティ経営の推進

### (1) 環境 (E)

環境に配慮した事業活動を推進することで、GHG排出量の削減に取り組んでまいります。

### (2) 社会 (S)

多様な人財が活躍できるよう人財育成を促進し、ダイバーシティを推進するとともに、健康経営に取り組んでまいります。また、事業活動等をとおして地域社会への貢献に取り組んでまいります。

## (3) ガバナンス (G)

社会における責任ある企業として、ガバナンス体制の高度化を図り、コンプライアンスを遵守するとともに、BCP計画を実行し、社会インフラである物流サービスを持続的に提供してまいります。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
四日市海運株式会社	20	88.8	港湾運送業
朝日海運株式会社	24	100.0	港湾運送業
極東冷蔵株式会社	130	91.1	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株式会社東西荷扱所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
STコネクトロジスティクス株式会社	90	60.0	倉庫荷役業、物流加工業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三鈴カントリー株式会社	50	100.0	ゴルフ場
ヨンソー開発株式会社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

## (7) 主要な事業内容

### ① 総合物流事業

- 倉庫業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）
- 港湾運送業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）
- 陸上運送業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）
- 国際複合輸送業（国際複合輸送）
- その他（場内作業等）

### ② その他の事業

- 不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

## (8) 主要な事業所

	名 称	所 在 地
当 社	本店、中部支社、運輸事業部、SCM事業部、MPL事業部、国際事業部	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子 会 社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府泉大津市
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	STコネクトロジスティクス株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴カントリー株式会社	三重県鈴鹿市
ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市	

## (9) 従業員の状況

## ①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
総合物流事業	倉庫業	804	△11
	港湾運送業	515	12
	陸上運送業	285	△3
	国際複合輸送業	751	△13
	その他	11	△1
	計	2,366	△16
その他の事業		76	△14
合計		2,442	△30

## ②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
732	3	40.8	17.8

(注) 従業員数は出向者 (96名) を含んでおります。

## (10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三十三銀行	6,805
株式会社百五銀行	6,056
株式会社みずほ銀行	5,036
株式会社三菱UFJ銀行	4,669

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………240,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数…………… 66,405,517株  
 (注) 2026年3月16日に自己株式を736,900株消却いたしました。  
 (3) 株主数…………… 7,250名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,949	9.6
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,000	6.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,843	4.6
株 式 会 社 百 五 銀 行	2,683	4.3
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	2,683	4.3
日本トランスシティグループ社員持株会	1,647	2.7
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,501	2.4
セイノーホールディングス株式会社	1,472	2.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,424	2.3
蒼 栄 会	1,390	2.2

(注) 持株比率は、自己株式 (4,541,377株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役除く)	35,312	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 上記は、自己株式の処分により譲渡制限付株式として交付しました。  
 2. 上記のほか、自己株式の処分により、譲渡制限付株式として執行役員 (国内非居住者を除く) 10名に対して、59,731株を交付しました。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

2026年2月27日開催の取締役会決議により、以下のとおり会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式を同法第178条の規定に基づき消却いたしました。

## ①自己株式の取得

- ・取得株式数 736,900株
- ・取得株式の種類 普通株式
- ・取得価額の総額 999,973千円
- ・取得日 2026年3月2日

## ②自己株式の消却

- ・消却株式数 736,900株
- ・消却株式の種類 普通株式
- ・消却日 2026年3月16日

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長、株式会社百五銀行 社外取締役
取 締 役（代表取締役）	青 井 光 大	営業本部副本部長
取 締 役	田 中 克 典	管理本部副本部長
取 締 役	小 川 謙	三重県商工会議所連合会会長、四日市商工会 議所会頭
取 締 役	豊 田 長 康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取 締 役	武 内 彦 司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園事務長
取 締 役	出 口 綾 子	
監 査 役（常勤）	安 岡 隆 一	
監 査 役（常勤）	師 井 勝 也	株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役 （監査等委員）
監 査 役	永 田 昭 夫	公認会計士 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役
監 査 役	油 家 正	
監 査 役	伊 藤 友 一	弁護士 諏訪法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役伊藤友一の4氏は社外監査役であります。
3. 監査役安岡隆一氏は、他社において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役伊藤友一の7氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2025年6月27日開催の第111回定時株主総会において、青井光大、田中克典の両氏が新たに取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
7. 2025年6月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤豊久、小林長久の両氏は退任いたしました。

8. 2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、\*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員 *	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長
専務執行役員	岡 本 浩 明	営業本部副本部長(国際担当)兼国際事業部長
専務執行役員 *	青 井 光 大	営業本部副本部長
常務執行役員	谷 口 誠	M P L 事業部長
常務執行役員	棚 橋 昭 徳	グループ労務担当 四日市海運株式会社 取締役社長 四日市物流サービス株式会社 取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社 取締役社長
常務執行役員	井 上 猛	運輸事業部長
常務執行役員	太 田 聖	S C M 事業部長、第三営業推進室・中国事業担当
常務執行役員 *	田 中 克 典	管理本部副本部長
常務執行役員	長 谷 川 傑	中部支社長、営業開発室・第二営業推進室担当
執行役員	瀬 古 智 広	関西支社長
執行役員	平 岡 豊	経営企画部長
執行役員	川 村 健 治	人事部長
執行役員	笠 井 文 夫	A S E A N 事業担当 (タイ駐在)
執行役員	大 森 孝 哉	関東支社長、第一営業推進室担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役伊藤友一の6氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

#### ①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員

#### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、贈賄行為などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等

#### ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、企業業績、中長期的な企業価値向上への貢献意欲向上を動機づけるとともに、株主との価値共有を図ることができる透明性・公正性・合理性の高い報酬体系とすることとし、具体的には次の事項を基本としております。

- ・社内取締役(国内非居住者を除く)の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬で構成する。
- ・社内取締役（国内非居住者）および社外取締役の報酬は、金銭報酬のみで構成する。

上記に基づき当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該決定方針は、報酬委員会へ諮問・答申のうえ、取締役会で決議しております。また、取締役の個人別の報酬額は、報酬委員会による審議と答申を得て、取締役全員に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### <取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針>

I 取締役の個人別の金銭報酬は株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（月額1千2百万円以内）において、次の事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。

- ・中長期的な業績動向および業績達成状況
- ・経営環境および経済状況
- ・他の役職員の報酬
- ・役位、役割
- ・在任年数

- ・同業種または当社の事業規模に類似する企業の報酬水準
- ・過去の報酬実績

Ⅱ 金銭報酬は、原則、固定報酬として月例で支給する。

Ⅲ 株式報酬の内容等については次のとおりとする。

- ・株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。
- ・会社は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権を支給するものとし、対象となる取締役（以下、対象取締役という）は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込む。これにより、会社は当該金銭債権に相当する会社普通株式を対象取締役に割り当てる。
- ・取締役の個人別の譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（年額6千万円以内）で、Ⅰに掲げる事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する。従って、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額に基づき、実質的には1事業年度では3千万円以内、月額換算すると2.5百万円以内の支給とする。
- ・譲渡制限付株式として付与する株式の数は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として決定した額に相当する株数で、総数としては年25万株以内とする。（実質的には1事業年度では12.5万株以内）
- ・譲渡制限付株式の付与にあたっては、会社は対象取締役と譲渡制限付株式割当契約（以下、割当契約という）を締結するものとする。
- ・会社は取締役会において3年から5年間までの間で譲渡制限期間を定め、割当株式に譲渡制限を付すものとし、当該期間中に割当契約に定める地位にあったことを条件として当該期間満了後に譲渡制限を解除する。なお、割り当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に任期満了または定年その他正当な事由により退任した場合、割当契約に基づき割当株式の譲渡制限を解除するものとし、任期満了または定年その他正当な事由以外により退任した場合、割当株式は会社が無償取得する。

<金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の額に対する割合の決定に関する方針>

社内取締役（国内非居住者を除く）に対する金銭報酬の額および株式報酬の額の個人別の額に対する割合は、年間の報酬総額に対し、金銭報酬85%、株式報酬15%を目安に設定する。

なお、社内取締役は、原則として金銭報酬の約5%以上を本人の決定により役員持株会を通じて当社株式購入費用に充当することとする。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	137 (17)	118 (17)	19 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	57 (38)	57 (38)	- (-)	5 (4)
合計	194	175	19	14

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日に退任した取締役2名の在任中の報酬額が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬として割り当てる当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式は原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給するため、当事業年度における非金銭報酬等の額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額となります。
3. 2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり取締役の金銭報酬の額を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり株式報酬の額および株式数の上限を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職の状況および当社との関係

- ・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園事務長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役永田昭夫氏は、パレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役伊藤友一氏は、諏訪法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	豊田長康	<p>当期に開催した取締役会17回中17回に出席いたしました。</p> <p>当社は、豊田長康氏に対して医師や大学学長としての専門の見地から特に傷病の予防および公衆衛生について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において、米国通商政策の動向を踏まえた事業環境の変化への対応、生成AI等の新たな技術を活用した業務・サービスに対する取組み等について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は指名委員会の委員長として、当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性や役員選定に向けた監督機能を主導するとともに、報酬委員会の委員として当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に関与しております。</p>
取締役	武内彦司	<p>当期に開催した取締役会17回中17回に出席いたしました。</p> <p>当社は、武内彦司氏に対して行政分野での要職を歴任した経験から特に組織管理および人材活用について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において、事業活動を通じた環境負荷低減をはじめとするESG経営やガバナンス強化に対する取り組み、中期経営計画に掲げる各施策について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員長として、当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督機能を主導するとともに、指名委員会の委員として当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性や役員選定に向けた監督に関与しております。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	出 口 綾 子	<p>当期に開催した取締役会17回中17回に出席いたしました。当社は、出口綾子氏に対して米国での大学講師を務めた経験から特にグローバルに活躍できる人材の教育や国際的な事業展開の推進について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において、労働環境の更なる向上に向けた当社の取組みや女性活躍の観点からの採用・育成等について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員として、当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督に関与するとともに、指名委員会の委員として当期に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性或役員選定に向けた監督に関与しております。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況
監査役	安 岡 隆 一	<p>当期に開催した取締役会17回中17回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに長年にわたり財務・経理業務に関与した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役	永 田 昭 夫	<p>当期に開催した取締役会17回中17回、監査役会13回中13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>

区分	氏名	出席状況、発言状況
監査役	油 家 正	当期に開催した取締役会17回中17回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに主に行政分野での要職を歴任した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	伊 藤 友 一	当期に開催した取締役会17回中17回、監査役会13回中13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく取締役会の決議の省略（書面決議）を1回行いました。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	52百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

.....  
この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1. 比率は、表示単位未満を四捨五入。
2. 比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

## 連結貸借対照表

2026年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>44,936</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,110</b>
現金及び預金	25,390	営業未払金	8,550
受取手形、営業未収金及び契約資産	16,939	短期借入金	100
棚卸資産	367	1年内返済予定の長期借入金	8,954
その他	2,322	未払法人税等	1,257
貸倒引当金	△83	賞与引当金	1,319
		その他	3,928
<b>固 定 資 産</b>	<b>129,786</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>44,633</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>83,485</b>	社債	8,000
建物及び構築物	38,196	長期借入金	18,299
機械装置及び運搬具	5,386	繰延税金負債	8,846
土地	35,139	再評価に係る繰延税金負債	3,782
建設仮勘定	1,777	退職給付に係る負債	2,001
その他	2,985	長期預り保証金	1,897
<b>無形固定資産</b>	<b>1,439</b>	その他	1,805
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,860</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>68,743</b>
投資有価証券	32,350	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	1,021	<b>株 主 資 本</b>	<b>83,597</b>
退職給付に係る資産	10,267	資本金	8,428
その他	1,236	資本剰余金	6,590
貸倒引当金	△14	利益剰余金	71,667
<b>資 産 合 計</b>	<b>174,722</b>	自己株式	△3,088
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>17,594</b>
		その他有価証券評価差額金	12,644
		土地再評価差額金	△1,522
		為替換算調整勘定	2,474
		退職給付に係る調整累計額	3,998
		<b>非支配株主持分</b>	<b>4,786</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>105,978</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>174,722</b>

(百万円未満切捨)

# 連結損益計算書

2025年4月1日から  
2026年3月31日まで

	百万円	百万円
売上		125,517
売上総利益		109,741
販売費及び一般管理費		15,776
営業利益		7,227
		8,548
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	671	
持分法による投資利益	550	
その他	115	1,432
営業外費用		
支払利息	169	
社債替利差	40	
その他	284	
経常利益	4	498
		9,482
特別利益		
固定資産処分益	29	29
特別損失		
固定資産処分損	50	
その他	0	50
税金等調整前当期純利益		9,461
法人税、住民税及び事業税	2,532	
法人税等調整額	89	2,621
当期純利益		6,840
非支配株主に帰属する当期純利益		244
親会社株主に帰属する当期純利益		6,595

(百万円未満切捨)

# 貸借対照表

2026年3月31日現在

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>32,852</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,659</b>
現金及び預金	15,996	営業未払金	5,486
電子記録債権	374	短期借入金	13,930
営業未収金	14,493	1年内返済予定の長期借入金	7,404
貯蔵品	99	未払金	926
前払費用	511	未払費用	241
短期貸付金	298	未払法人税等	1,064
その他	1,158	預り金	356
貸倒引当金	△80	賞与引当金	712
		その他	537
<b>固 定 資 産</b>	<b>102,654</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>36,092</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>68,911</b>	社債	8,000
建物	29,308	長期借入金	16,499
構築物	1,756	繰延税金負債	6,119
機械及び装置	2,941	再評価に係る繰延税金負債	3,782
船舶	0	退職給付引当金	1,190
車両運搬具	273	資産除去債務	263
工具、器具及び備品	1,478	その他	236
土地	31,389	<b>負 債 合 計</b>	<b>66,751</b>
建設仮勘定	1,763	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,297</b>	株主資本	58,078
ソフトウェア	837	資本剰余金	8,428
その他	460	資本剰余金	6,544
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,444</b>	資本準備金	6,544
投資有価証券	22,213	利益剰余金	46,193
関係会社株式	3,967	利益準備金	1,200
長期貸付金	363	その他利益剰余金	44,993
前払年金費用	4,777	配当準備積立金	400
その他	1,128	特別償却準備金	16
貸倒引当金	△5	固定資産圧縮積立金	1,196
<b>資 産 合 計</b>	<b>135,506</b>	別途積立金	6,400
		繰越利益剰余金	36,980
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,088</b>
		評価・換算差額等	10,676
		その他有価証券評価差額金	12,199
		土地再評価差額金	△1,522
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>68,754</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>135,506</b>

(百万円未満切捨)

# 損益計算書

2025年4月1日から  
2026年3月31日まで

	百万円	百万円
高収入	50,911	
倉庫運送収入	20,016	
運送収入	18,977	
国際輸送収入	11,811	
その他の上業	2,144	<b>103,861</b>
原価	73,010	
諸借件償の	7,735	
却	4,821	
費用	3,140	
その他	4,930	93,638
総利益		<b>10,222</b>
一般管理費		4,410
営業外費用		<b>5,811</b>
営業外費用		
受取配当	74	
受取配当	1,568	
その他	165	1,808
営業外費用		
支払債の	238	
その他	40	
その他	2	281
経常利益		<b>7,338</b>
特別利益		
固定資産処分益	7	7
特別損失		
固定資産処分損	47	
投資有価証券評価損	0	47
税引前当期純利益		<b>7,298</b>
法人税、住民税及び事業税	1,846	
法人税等調整額	52	1,899
当期純利益		<b>5,399</b>

(百万円未満切捨)

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

**独立監査人の監査報告書**

2026年5月12日

日本トランスシティ株式会社  
取締役会 御中**有限責任あずさ監査法人**  
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

日本トランスシティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

日本トランスシティ株式会社 監査役会

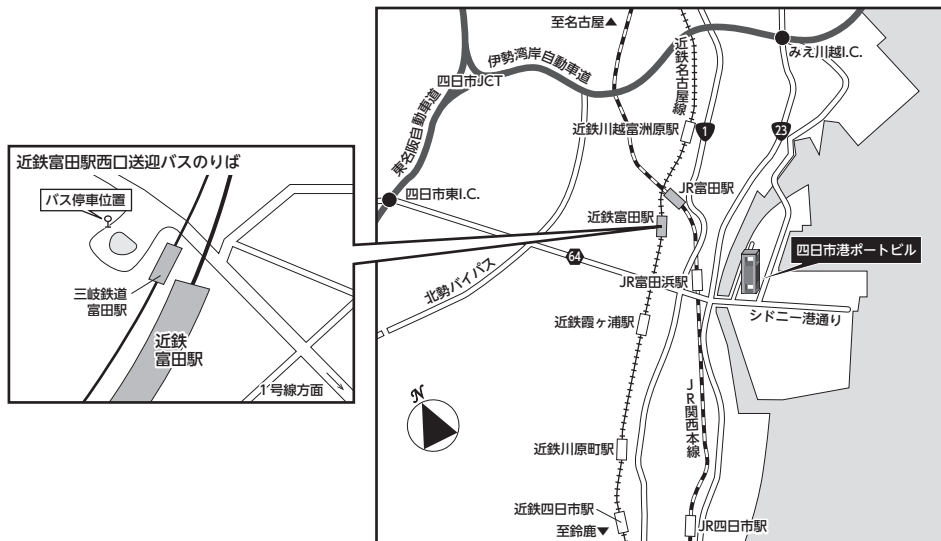
監査役（常勤）	安	岡	隆	一	ⓐ
監査役（常勤）	師	井	勝	也	ⓐ
監査役	永	田	昭	夫	ⓐ
監査役	油	家	正		ⓐ
監査役	伊	藤	友	一	ⓐ

(注) 監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正及び監査役伊藤友一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室



## 【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

### 送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。  
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 送迎バス発車時刻

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」午前9時25分発



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。